

- ・作業用器具は日々持ち帰り、現地に放置しない。
- ・交通の支障とならないよう、車両進入経路上に車両を駐車しない。

(3) 法令遵守

- ・車両を運転するときは、交通法規を遵守する。
- ・廃棄物を投棄しない。

5 その他（特記事項があれば記載）